

児童手当制度改正 フローチャート（現受給者）

※増額するには申請が必要な場合があります。

フローチャートに沿って必要な書類をご確認ください。

Q1 高校生年代から大学生年代(平成14年4月2日から平成21年4月1日生まれ)のお子さんはいますか？

いいえ

お手続きは不要です。

- ① 児童手当を受給しており、制度改正後も支給額が変わらない方（表面の制度改正変更表を参照）
- ② 児童手当を受給しており、中学生年代までの子を3人以上養育している方
- ③ 児童手当・特例給付を受給しており、高校生年代または大学生年代の子を養育していない方

※増額になる方は、12月上旬発送予定の増額通知にてご確認ください。

はい

Q2 現在児童手当・特例給付を受給している方と別居している高校生年代(平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれ)のお子さんはいますか？

はい

いいえ

Q3 大学生年代(平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ)のお子さんがいて、「大学生年代以下のお子さん」が3人以上いますか？

はい

いいえ

Q3 大学生年代(平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ)のお子さんがいて、「大学生年代以下のお子さん」が3人以上いますか？

はい

いいえ

＜提出書類＞

- ① 額改定認定請求書
- ② 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ③ 別居監護申立書
- 本人確認書類のコピー

＜提出書類＞

- ① 額改定認定請求書
- ③ 別居監護申立書
- 本人確認書類のコピー

＜提出書類＞

- ① 額改定認定請求書
- ② 監護相当・生計費の負担についての確認書
- 本人確認書類のコピー

お手続きは不要です。

※令和6年10月18日(金)までに提出ください(郵送または窓口)

提出書類について

①額改定認定請求書

現在、児童手当・特例給付を受給している人の増額請求のための手続きです。

＜添付が必要な書類＞

○請求書の本人確認書類(マイナンバーカード等のコピー) …全員添付(表面のaまたはbを参照)

②監護相当・生計費の負担についての確認書

大学生年代のお子さんについて、養育していることを申し立てる手続きです。養育していくお子さんの人数に応じて1人あたりの手当額が変わる場合(第3子から手当額加算)があります。

③別居監護申立書

高校年代までのお子さんが、請求者(受給者)と別居している場合、そのお子さんを養育していることを申し立てる手続きです。児童手当は養育している高校生年代までのお子さんに対して支給されます。

用語説明

- 監護 児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っている、社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。
- 監護相当 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をいいます。
- 生計費の負担 父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。